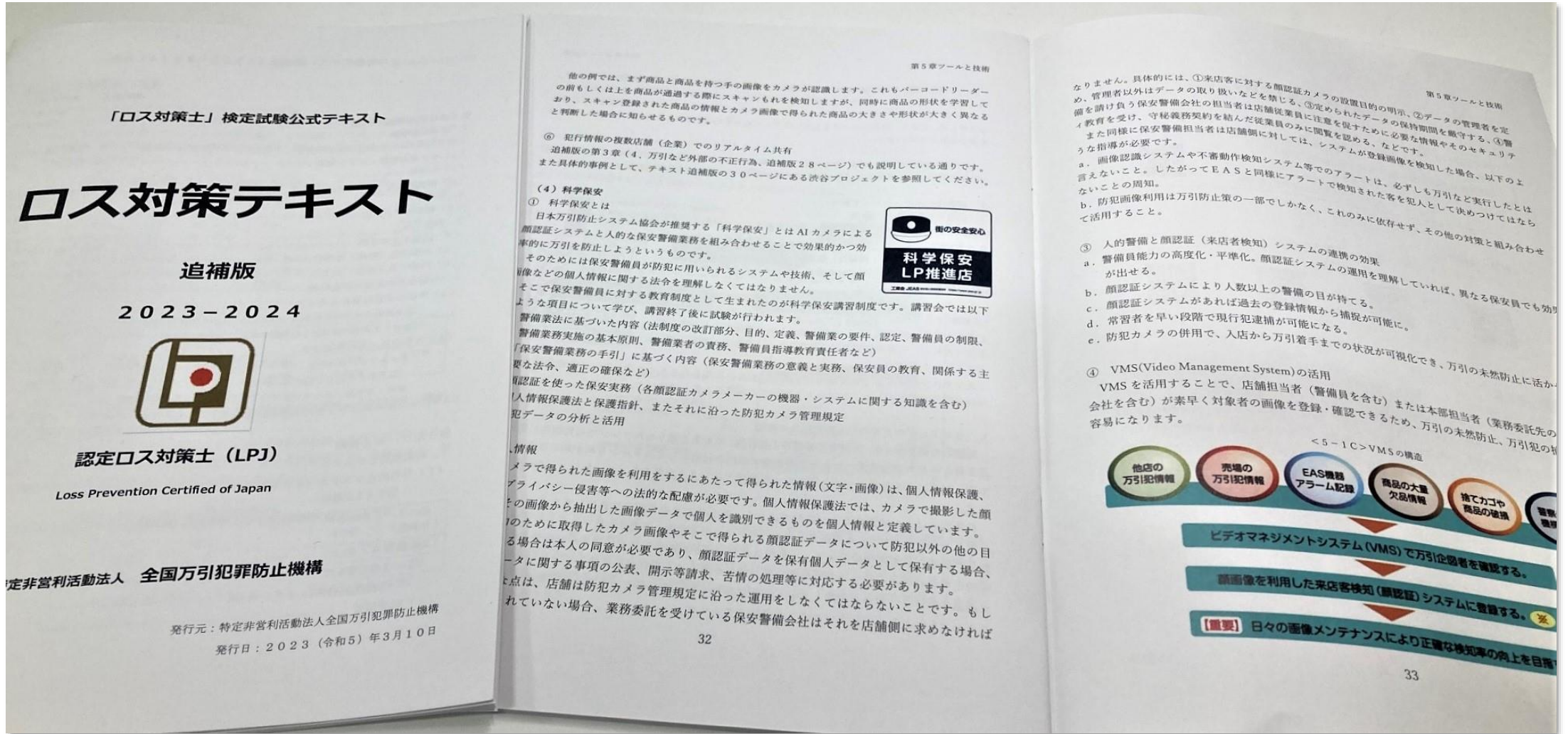


ロス対策テキスト 追補版2023-2024が発行されました。

※追補版には、EAS発報時の声掛けフローに加え、科学保安、顔認証を活用した取組み、情報共有、AIを活用などが追加されています。今回も当工業会が対策面で協力させて頂きました。追補版の入手方法は、[全国万引犯罪防止機構](http://www.jpj-markmanboukikou.jp)のLP専用メールアドレス(lpj@markmanboukikou.jp)にお問い合わせください。



ロス対策テキスト 追補版2023-2024が発行されました。

※なお、当工業会では、より多くのJEASメンバーが受験いただくために「ロス対策士受験JEAS報奨制度」を今年も継続します。 <https://www.jeas.gr.jp/pdf/20211129-1.pdf>

第5章 ツールと技術

最大の懸念は個人情報保護の問題です。全国万引犯罪防止機構は認定個人情報保護団体でもあり、個人情報保護委員会との密接な関係を保ち、法令にのっとり取り組んでいます。また、コロナ禍もありました。しかし、現在はマスクをしていても90%以上識別できるようになり、その効果もあらわれてきています。

*認定個人情報保護団体：業界・事業分野ごとの民間による個人情報の保護の推進を図るために、自主的な取組を行うことを目的として、個人情報保護委員会による個人情報の保護の認定を受けた法人、団体。

④ 顔認証以外のA Iカメラ活用

a. 売場での不審動作の検知

顔認証以外にもA Iカメラを用いて万引を試みるなど不審な動きを検知するシステムがあります。カメラで撮影した手足や頭の動き、姿勢からA Iが不審な動作を検知するものです。検知した情報は、従業員が持っているスマートフォンに通知が届きます。通知を受けた者は、検知された場所へ移動して、声をかけるといったものです。

もちろん不審な動作のすべてが万引などの不正行為ではありません。「お客様」として扱い、例えば「いらっしゃいませ。何かお探しますか。」と声をかけるわけです。もし、声を掛けられた者が万引を企図しているのであれば、自身が従業員に認識されたことを知り、犯行を思いとどまるという訳です。

A Iカメラはあくまでも不審動作を検知してそれを知らせるものですから、不審動作のあった者への対応は人間が行わなくてはなりません。これはE A Sと同様です。

b. セルフレジなどでの不正類似行為の検知

追補版の第3章(4. 万引など外部の不正行為)にもある通りセルフレジでは買物客が購入する商品を自らスキャンします。ともかく恣意的か偶然かは別としてスキャンもれが起こります。そこで不正対策としてスキャンもれそのものを検知できるような新たなソリューションが開発されています。

具体的には人を識別するのが目的ではなく、商品そのものの画像に着目してスキャンもれを発見しようというものです。その例としては(バーコードを読む)固定されたバーコードリーダーの前に商品が通過した画像情報とスキャン登録された情報が同時に生じているかを判断するものです。何も持たずにバーコードリーダーの前に手のひらを置いても手に商品を持っていないと判断するため商品のスキャンもれと判断しません。手に商品を持っていることをA Iが判断することで商品のスキャンもれとそうではないものを識別するのです。

==本テキスト132ページ(13行目)==

④顔認証を用いた防犯対策の事例(渋谷プロジェクト)

全国万引犯罪防止機構では複数の異なる企業の大型書店による万引などの犯罪事犯のデータを共有して犯行の再発を防止する目的でプロジェクトが行われています。

目的: 参加店における万引などの犯罪防止と被害に万引などの犯罪を行ったもの来店を確認・警戒するため

運用状況の検証

運用検証委員会

弁護士、大学教授ら有識者

運営委員会

プロジェクト参加書店

異なる企業の3店舗

プロジェクト事務局

- 参加店に対する運用支援
- 情報の安全管理に関する指導・監督
- 苦情や問い合わせ対応など

顔認証ユーザーの検出・保護

参加店が保有する対象者情報に関する以下の情報

- 1 実行日時
- 2 被害情報
- 3 対象者の特徴
- 4 防犯カメラ画像
- 5 顔識別データ

※氏名は対象者発生店舗と事務局のみが保有し、店舗間では共有しない

対象者の来店を確認・警戒

顔認証ユーザーの検出・保護

提供

利用

他店から提供された対象者情報

情報を自店の顔認証システムに登録

自店で把握した対象者情報

対象者の来店を確認・警戒

<図表5-1B>渋谷プロジェクトの概要

30

第5章 ツールと技術

効果がありません。換金目的で高額な商品だけを狙う万引犯の中には近隣店舗で次から次へと万引を働く者もいます。したがっていち早く盗品や犯人の情報が得られれば、連続した犯行を防ぐことができます。

実際、犯行の目撃情報を近隣の店に即座に伝えることは思ったよりも難しいものです。複数店舗へ電話やメールで詳細な情報を伝えることは店舗側の負担も大きくなってしまいます。画像情報を含む窃盗犯の情報、例えば性別、衣服、背丈など、具体的な犯人の特徴や、万引された商品などの詳細な情報を瞬時に近隣の他の店舗と短時間で共有できるシステムが開発されています。商品や犯行の口口などの傾向を知ることができ、それに対して何らかの予防策をとることもできます。

更に情報共有を自社だけでなく近隣の異なる企業同士で行えばより効果を上げられるはずですが、企業の壁、それも同じ商品を買っている企業は競争相手であるために、協力関係を築くことは簡単ではありません。しかし、万引の防止という共通の目的のために協力しあうことで双方にメリットがあります。

<3-18A>盗難商品や犯人情報共有のしくみ

クラウドサーバー

通知

通知

通報

通知

通知

31

このようなシステムの利用は既にいくつかの事例が存在しています。また全国万引犯罪防止機構の活用や、同一業種の小売業団体で万引窃盗の問題を取り上げるなどして同じ業界の複数企業間、ただし、このシステムも発生した万引などの犯行データを入力しない限り機能はしません。り使う側が正しく運用することが不可欠です。このような取り組みは一部のドラッグストアや店などで実際に活用されています。

27